

その他の主要な取引ルールについて

項 目	第三者販売の原則禁止
内 容	卸売業者は仲卸業者、売買参加者以外に卸売をしてはならない
現条例での規制	<p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第 20 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。<u>ただし、市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他の規則で定める特別の事情がある場合であって、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>* 下線部が例外規定</p> <p>2 卸売業者は、前項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売を行ったときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。</p>
規制が設けられた背景	<p>卸売市場は、経済的に利害の反する売り手と買い手を配置し、そこで一つの均衡、調和が成立している。</p> <p>そのため、市場の秩序の維持が基本となるが、その市場の卸売業者は、その市場の買い手たる仲卸業者や売買参加者に、その集荷したものを販売するということが基本となる。</p>
規制緩和に伴いどうなるか	<p>市場の卸売業者は、許可を受けた仲買業者以外の者（実需者）に対して水産物の販売が可能となる。</p> <p>実需者をどう想定するかは、個々の市場で話し合っ決めていく。</p> <div data-bbox="582 1451 1252 1814" style="text-align: center;"> <pre> graph LR subgraph "境港卸売市場" direction LR WH[卸売業者] --> BM[仲買業者] end S[生産者] --> WH BM --> E[実需者] WH == 第三者販売 ==> E </pre> </div> <p>水産物の販売の委託</p> <p>実需者：一般消費者も含めて水産物を必要としている者</p>

これまでの主な意見と検討の方向性

● 第三者販売の原則禁止

主な意見	検討の方向性
第三者販売の原則禁止が何か、ということを整理すべき。	本資料にて再整理。

個別ヒアリングの結果

	出された意見	方向性（案）
卸売業者	現状で支障は感じていない。	規制を残す。
仲買業者	仲買権の侵害にあたるので規制解除に反対。	

項 目	直荷引きの原則禁止
内 容	仲卸業者および売買参加者は、卸売業者以外から買い入れて販売してはならない。
現条例での規制	<p>(仲卸業者の業務の規制)</p> <p>第 27 条 仲卸業者は、市場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 2 号に掲げる行為については、仲卸業者が水産物を卸売業者から買い入れることが困難な場合であつて、市場における取引の秩序を乱すおそれがないものとして知事の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>* 下線部が例外規定</p> <p>(1) 水産物の販売の委託を受けること。</p> <p>(2) 水産物を卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。</p>
規制が設けられた背景	卸売業者が専ら集荷（卸売）を担当するのに対して、仲買業者は専ら分荷（仲卸）を担当するという機能分化による市場秩序の確立維持のため。
規制緩和に伴いどうなるか	<p>市場において、仲買業者が卸売業者を通さずに直接、水産物を仕入れて小売店等に販売することが可能となる。</p> <p>* 境港では仲卸店舗は想定されない。</p>

これまでの主な意見と検討の方向性

●直荷引きの禁止

主な意見	検討の方向性
境港にない魚種を、仲買が卸売業者を通さずに引いてきて、 市場の中で仲卸行為 として売りたい。	本市場では想定されない（資料3-2） 荷捌き所の補助事業における取扱いから、仲卸業者が市場外で購入した商品を持ち込み他者へ販売することは出来ない。

個別ヒアリングの結果

	出された意見	方向性（案）
卸売業者	現状で支障はないので規制を解く必要はない。	規制を残す。
仲買業者		

項 目	商物一致の原則
内 容	卸売業者は市場内にある物品以外の卸売をしてはならない。
現条例での規制	<p>(市場外にある水産物の卸売の禁止)</p> <p>第 21 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある水産物以外の水産物の卸売をしてはならない。<u>ただし、市場の周辺の地域において知事が指定する場所にある水産物の卸売をする場合又は知事の承認を得て電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により水産物の卸売をする場合については、この限りでない。</u></p> <p>* 下線部が例外規定</p>
規制が設けられた背景	生鮮食品は、「品質や規格の統一がしにくく、貯蔵性がない」という特性により、市場内に現物を搬入して取引を行わなければならないという「商物一致」の原則があった。
規制緩和に伴いどうなるか	<p>水産物を市場に持ち込まずに取引することが可能となる。</p> <p>* 水産物の水揚げのみ 市場には上場しない</p> <p>赤矢印：水産物の流れ 青矢印：取引の流れ</p>

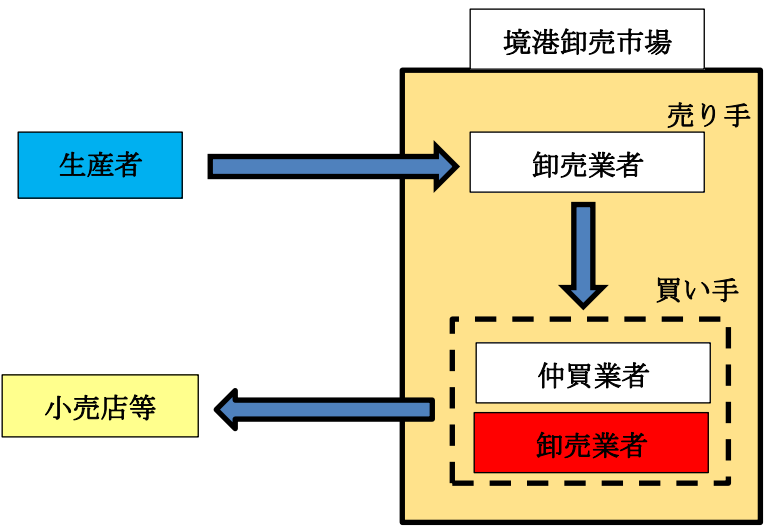
これまでの主な意見と検討の方向性

●商物一致の原則

主な意見	検討の方向性
今の時代、必ずしも市場に並べたものだけを扱うのは時代に合わない。ネットなどを活用し、卸売業者にはこの市場にない商品も紹介してほしい。	再度、意見を調整する。
冷蔵庫に保管された魚の取引は可能となるのか？	現条例で対応可。 市場外保管場所指定申出書を水産事務所に提出。
他港で水揚げされて、境港に到着する前にネットで入札することが可能となるのか？	<p>現条例で対応可。 最終的に境港に運び込まれるのであれば、商物一致の原則にあてはまる。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[他の漁港] -- "水産物を陸送" --> B[卸売業者] B --> C[仲買業者] B --- D[境港 卸売市場] </pre> <p>境港に到着前にネット等により入札</p> </div> <p>旋網の「見ず入札」も同様の解釈。</p>

個別ヒアリングの結果

	出された意見	方向性（案）
卸売業者	商物分離の取引のニーズがあるので規制を緩和してほしい。	再度、意見を調整する。
仲買業者	現状で支障はないので規制を解く必要はない。	

項 目	自己買受けの原則禁止
内 容	卸売業者による卸売の相手方としての買受けの制限
現条例での規制	<p>(仲卸業務の許可)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 知事は、前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、<u>同項の許可をしないものとする。</u></p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) <u>市場の卸売業者又は卸売業者若しくは前項の許可を受けた者(以下「仲卸業者」という。)の役員若しくは使用人である者</u></p> <p>(4) ～ (6) 略</p> <p>(売買参加者の登録)</p> <p>第 8 条についても同様の制限あり</p>
規制が設けられた背景	卸売市場が、売り手たる卸売業者と買い手たる仲卸業者や売買参加者との適正な取引のうえに成立するものであることから、売り手が買い手となり、又は売り手の構成員が買い手となることが妥当ではないことから設けられている。
規制緩和に伴いどうなるか	<p>卸売業者が、生産者から販売の委託を受けた水産物を自ら購入することができるようになる。</p> 

これまでの主な意見と検討の方向性

●自己買受の原則禁止

主な意見	検討の方向性
<p>卸売業者が買参権を取得することにより、生産者の期待に応えられるような魚価形成を目指す。</p> <p>そのことにより、全国の生産者から境港が期待され水揚げが集まることで市場の活性化が図られる。</p>	<p>卸売業者が仲買権を取得して、取引の透明性が担保されるか？</p> <p>⇒透明性を担保する手段として、例えば電子入札の導入などが挙げられる。</p> <p>⇒一方、電子入札が境港の入札状況・セリ状況に合致しているのかといった課題もある。</p>